

議事日程第1号

令和4年5月2日（月）

- 第 1 仮議席の指定
 - 第 2 男鹿市議会議長の選挙
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

議事日程第1号の2

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 男鹿市議会副議長の選挙
 - 第 5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
 - 第 6 議会広報特別委員会の設置
 - 第 7 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙
 - 第 8 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙
 - 第 9 八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙
 - 第10 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - 第11 継続審査事件の承認
 - 第12 議案上程（議案第41号から第44号まで及び報告第1号）
提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
-

本日の会議に付した事件

- 第1から第12までは議事日程に同じ
 - 第13 議案上程（議案第45号）
提案理由の説明（市長）、質疑、委員会付託省略、討論、表決
-

出席議員（16人）

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局 長	岩谷一徳
副事務局 長	清水幸子
主席 主査	中川祐司
主 事	菅原優美

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原広二	副 市 長	佐藤博
教 育 長	鈴木雅彦	監 査 委 員	鈴木誠
理 事	佐藤透	総務企画部長	八端隆公
市民福祉部長	伊藤徹	観光文化スポーツ部長	佐藤雅博
産業建設部長	田村力	企 業 局 長	佐藤孝悦
企画政策課長	杉本一也	総 務 課 長	湊智志
危機管理課長	小澤田一志	財 政 課 長	鈴木健
税 務 課 長	佐藤静代	福 祉 課 長	高桑淳
介護サービス課長	菅原章	生活環境課長	佐藤淳
子育て支援課長	湊留美子	健康推進課長	佐藤一明
観 光 課 長	長谷部達也	男鹿まるごと売込課長	沼田弘史
文化スポーツ課長	原田徹	農林水産課長	鎌田重美

建設課長	薄田修一	病院事務局長	三浦大成
会計管理者	平塚敦子	教育総務課長	村井千鶴子
学校教育課長	笹渕美穂	農委事務局長	船木聖徳
監査事務局長	目黒一人	企業局管理課長	畠山隆之
ガス上下水道課長	三浦昇	選管事務局長	(総務課長併任)

○事務局長（岩谷一徳） 本日は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、安田健次郎議員が年長議員でありますので、御紹介申し上げます。

安田議員、お願いいたします。

（年長議員 安田健次郎議員 議長席に着く）

○臨時議長（安田健次郎） おはようございます。ただいま紹介されました安田であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

午前10時03分 開 会

○臨時議長（安田健次郎） これより、令和4年5月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これからの議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（安田健次郎） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

午前11時04分 再 開

○臨時議長（安田健次郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 男鹿市議会議長の選挙

○臨時議長（安田健次郎） 日程第2、男鹿市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○臨時議長（安田健次郎） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（安田健次郎） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（安田健次郎） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○臨時議長（安田健次郎） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。投票は、演壇の右から登壇し、左から降壇願います。

点呼を行います。

（職員氏名点呼）

1 番	吉田清孝議員	2 番	古仲清尚議員	3 番	鈴木元章議員
5 番	吉田洋平議員	6 番	蓬田司議員	7 番	船木正博議員
8 番	佐藤誠議員	9 番	畠山富勝議員	10 番	小松穂積議員
11 番	笹川圭光議員	12 番	太田穰議員	13 番	三浦利通議員
14 番	小野肇議員	15 番	田井博之議員	16 番	進藤優子議員
4 番	安田健次郎議員				

○臨時議長（安田健次郎） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（安田健次郎） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（安田健次郎） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に鈴木元章議員、蓬田司議員、古仲清尚議員を指名いたします。よって、以上の諸君の立会いを願います。

(開 票)

○臨時議長（安田健次郎） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 15 票

無効投票 1 票

有効投票中、小松穂積議員 6 票、畠山富勝議員 5 票、佐藤誠議員 3 票、安田健次郎 1 票。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、小松穂積議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小松穂積議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

小松議員より、登壇の上、御当選の御挨拶をお願いいたします。

【小松穂積議員当選承諾及び挨拶のため登壇】

○議長（小松穂積） ただいまは、投票の結果ではありましたが、私を議長に推選いただきまして誠にありがとうございました。この上は、先ほど所信でも申し上げましたとおり、議会の改革、あるいは皆さんの研鑽の場の醸成等に力の限り尽くしてまいりたいと思います。どうぞこの後、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。議長受理の御挨拶に代えさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（安田健次郎） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 16 分 休 憩

午前 11 時 17 分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この後の議事は、議事日程第 1 号の 2 をもって進めます。

日程第 1 議席の指定

○議長（小松穂積） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。
議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

(職員氏名朗読)

1 番 吉田清孝議員	2 番 古仲清尚議員	3 番 鈴木元章議員
4 番 安田健次郎議員	5 番 吉田洋平議員	6 番 蓬田司議員
7 番 船木正博議員	8 番 佐藤誠議員	9 番 畠山富勝議員
10 番 進藤優子議員	11 番 笹川圭光議員	12 番 太田穰議員
13 番 三浦利通議員	14 番 小野肇議員	15 番 田井博之議員
16 番 小松穂積議員		

○議長(小松穂積) ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(小松穂積) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(小松穂積) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

1番吉田清孝議員、2番古仲清尚議員を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時19分 休 憩

午前11時47分 再 開

○議長(小松穂積) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 男鹿市議会副議長の選挙

○議長（小松穂積） 日程第4、男鹿市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（小松穂積） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（小松穂積） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（小松穂積） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を行います。

（職員氏名点呼）

1番 吉田清孝議員	2番 古仲清尚議員	3番 鈴木元章議員
4番 安田健次郎議員	5番 吉田洋平議員	6番 蓬田司議員
7番 船木正博議員	8番 佐藤誠議員	9番 畠山富勝議員
10番 進藤優子議員	11番 笹川圭光議員	12番 太田穰議員
13番 三浦利通議員	14番 小野肇議員	15番 田井博之議員
16番 小松穂積議員		

○議長（小松穂積） 投票漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（小松穂積） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に鈴木元章議員、蓬田司議員、古仲清尚議員を指名いたします。よって、以上の諸君の立会いを願います。

（開 票）

○議長（小松穂積） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票15票

無効投票 1票

有効投票中、船木正博議員14票、田井博之議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、船木正博議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました船木正博議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

船木正博議員、登壇の上、当選の御挨拶をお願いいたします。

【船木正博議員当選承諾及び挨拶のため登壇】

○副議長（船木正博） 皆さん、今回は私を副議長に推選していただき、誠にありがとうございます。このたびは、本当に熾烈な戦いを勝ち抜いてきた、本当に皆様に敬意を表します。ということで、私もいろいろこれから頑張ってまいりたいと思います。

まず、常に思っていますのは、やっぱり人口減少、この対策ですね、これがやっぱり急務だと思いますし、少子化の問題、それから若者の働く場所の定着とかですね、少子化対策が本当にこれから大切なことだなと思っておりますし、コロナによって観光産業も打撃を受けておりますし、いろいろな産業のほうも衰退している状況にあります。そういうふうないろいろな問題を抱えながらですね、船川周辺整備も一段落して、いろいろな賑わいも出てきました。また、船越にもなまはげモールができて、人の交流、そして交流人口もこれから増えると思いますし、いろいろな新しい方面に向かいつつあると思います。また、船川港湾もですね、皆様よく御存じのように洋上風力の関係でメンテナンス港、あるいは能代、秋田港の補完港として注目も浴びておりますし、悪い面だけじゃなくて、これから男鹿市にも洋々たるそういうふうな

いい兆しが見えておりますので、こういうふうなところをですね、できるだけ風に乗って、男鹿市の活性化のために頑張ってまいりたいと思います。

そして、先ほど議長選挙において、小松議長、申し述べられました議会改革ですね、これから本当に風通しのよい議会改革、そして言論の府でありますように、皆さんといろいろな議論を戦わせて、活性化されたい議会にし、議長と一緒に頑張ってまいりたいと思います。また、議員の皆さんの意見を反映させながら、当局とも切磋琢磨によって、いろいろな議会改革、行政改革などにも手を染められればいいのかなと思います。そういうふうなことを議長と一緒に、議長の補佐役として頑張ってまいりたいと思いますので、皆さんの御支援、本当にありがとうございました。今後もしよろしくお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（小松穂積） 常任委員会等の構成協議のため、暫時休憩いたします。

午前 11時59分 休 憩

午後 4時50分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の会議時間は、議事の都合により、午後7時まで延長いたします。

日程第5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（小松穂積） 日程第5、男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、指名いたしたいと思います。

職員に朗読させます。

【職員朗読】

総務委員会委員

小野肇議員 畠山富勝議員 三浦利通議員 佐藤誠議員 安田健次郎議員
教育厚生委員会委員

船木正博議員 吉田清孝議員 笹川圭光議員 古仲清尚議員 進藤優子議員
産業建設委員会委員

太田穰議員 鈴木元章議員 吉田洋平議員 蓬田司議員 小松穂積議員
田井博之議員

議会運営委員会委員

吉田清孝議員 太田穰議員 船木正博議員 三浦利通議員 蓬田司議員
吉田洋平議員 佐藤誠議員

以上です。

○議長（小松穂積） ただいま指名いたしましたとおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決しました。

日程第6 議会広報特別委員会の設置

○議長（小松穂積） 日程第6、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会だより編集等に関する件を特定事件として、委員会条例第6条の規定に基づき、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議会だより編集等に関する件は、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、小野肇議員、蓬田司議員、古仲清尚議

員、安田健次郎議員、進藤優子議員、田井博之議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会並びに、ただいま設置されました議会広報特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

各委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 4時55分 休 憩

午後 5時49分 再 開

○議長(小松穂積) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(小松穂積) 各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会において、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

総務委員長には畠山富勝議員、同じく副委員長には安田健次郎議員。

教育厚生委員長には進藤優子議員、同じく副委員長には古仲清尚議員。

産業建設委員長には鈴木元章議員、同じく副委員長には吉田洋平議員。

議会運営委員長には佐藤誠議員、同じく副委員長には太田穰議員。

議会広報特別委員長には蓬田司議員、同じく副委員長には田井博之議員。

以上のとおり御報告いたします。

日程第7 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙

○議長(小松穂積) 日程第7、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿地区消防一部事務組合議会議員に畠山富勝議員、太田穰議員、蓬田司議員、吉田洋平議員、佐藤誠議員、安田健次郎議員、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が男鹿地区消防一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第8 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙

○議長（小松穂積） 日程第8、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決

しました。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に小野肇議員、船木正博議員、笹川圭光議員、小松穂積議員、進藤優子議員、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第9 八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙

○議長(小松穂積) 日程第9、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に吉田清孝議員、鈴木元章議員、三浦利通議員、古仲清尚議員、田井博之議員、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君

が八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（小松穂積） 日程第10、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法については、9番畠山富勝議員において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、9番畠山富勝議員において指名することに決しました。

それでは、9番畠山富勝議員から指名願います。

【9番 畠山富勝議員 登壇】

○9番（畠山富勝議員） それでは私から、指名をさせていただきます。

議長である小松穂積議員を指名いたしたいと思います。

○議長（小松穂積） お諮りいたします。ただいま9番畠山富勝議員が指名いたしました、議長の私、小松穂積を、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました議長の私、小松穂積が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

以上、告知いたします。

日程第 1 1 継続審査事件の承認（議会運営委員会）

○議長（小松穂積） 日程第 1 1、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 1 1 0 条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、令和 5 年 3 月定例会まで閉会中の継続審査にいたしたいとの申出があります。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 5 時 5 9 分 休 憩

午後 6 時 3 4 分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の会議時間は、議事の都合により、午後 8 時まで再延長いたします。

○議長（小松穂積） ただいま市長から、特に発言したい旨の申出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 本日、令和 4 年 5 月臨時会を招集いたしましたところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、このたびの選挙において、市民の期待を担い、めでたく御当選の栄誉を得られましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

また、本日の臨時会におきまして、議長、副議長をはじめ、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員並びにそれぞれの正副委員長が選任され、議会構成が決定されました。

今後、市民の代表として、市政発展のため御尽力いただきますようお願い申し上げます。

ます。

私ども執行部といたしましても、議員の皆様と一体となって、ふるさと男鹿の発展に努力してまいり所存ですので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（小松穂積） 次に、副市長より当局の説明員を紹介したい旨の申出がありますので、これを許します。佐藤副市長

〔説明員紹介〕

日程第 1 2 議案第 4 1 号から第 4 4 号まで及び報告第 1 号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第 1 2、議案第 4 1 号から第 4 4 号まで及び報告第 1 号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 4 1 号 男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 4 2 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 4 3 号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 4 4 号 令和 3 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 6 号）の専決処分について

報告第 1 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

○議長（小松穂積） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 今臨時会におきましては、条例及び補正予算の専決処分などについて御審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

まん延防止等重点措置が全面解除されてから 1 か月以上がたち、東京などの大都市では新規感染者数が減少傾向にありますが、本県を含む地方においては高止まりの状

況が続いております。

本市でも3月下旬から感染が拡大し、4月1か月間の感染者数が145名を数えており、特に新学期のスタートに伴って、小・中学校での感染が続いたところであります。

このため各学校では、マスクの着用、手指消毒、黙食などの基本的な対策を徹底するとともに、感染が判明した際には、PCR検査や抗原検査と併せ、学級閉鎖等により感染の拡大防止に努めております。

こうした中、本市のワクチン接種状況につきましては、4月28日現在、3回目の接種率が、65歳以上の高齢者で88パーセント、市民全体で70パーセントまで進んできております。

全国平均・県平均に比較しますと、高齢者では同程度、それ以外の年代では、本市が大きく上回る進捗となっておりますが、20代から40代が52パーセントとまだ低調なことから、若年層への接種の働きかけを強化するとともに、教育現場での感染を抑えるため、5歳から11歳の小児の予約枠を拡大・追加し、接種を加速してまいりたいと考えております。

市民の皆様には、引き続き基本的な感染予防対策を励行いただくとともに、特に若年層の方々には、早めのワクチン接種と、周りの方への接種の呼びかけをお願いしたいと思っております。

次に、コロナ禍での観光誘客と周遊促進に向けた取組についてであります。

今年3月の観光客入込数をコロナ禍前の令和元年同月と比較しますと、日帰りでは約75パーセント、宿泊についても約80パーセントにとどまっており、市内の観光については、まだ本格的な回復には至っておりません。

このため、先月4月23日から、市内6か所の観光施設の共通入場券に、土産物購入割引券を付けた「プレミアムパスポート」の販売を開始したところであり、ゴールデンウィークから始まる観光ハイシーズンに向けて、誘客と市内周遊の促進につなげてまいります。

また、宿泊施設への支援策として、4月から宿泊費用を最大5,000円補助する「第8期緊急宿泊支援事業」を実施しており、県の県民割とも合わせて需要を喚起するほか、昨年度末に完成したモニュメントを活用して、男鹿の優れた景観や観光ス

ポットをPRするなど、ウィズコロナ・アフターコロナの観光振興に努めてまいります。

さらに、こうした観光事業者をはじめ、長引くコロナ禍により売上げが減少している飲食関連事業者や小売業者等の経営を幅広く下支えするため、売上金額に応じて支援金を交付する男鹿市事業者緊急支援金事業について、今月5月9日から申請の受付を開始いたします。

申請につきましては、市の広報やホームページで周知に努めるほか、商工会等と連携しながら、対象事業者に利用を促してまいります。

次に、秋田大学との新たな連携協定の締結について申し上げます。

去る4月6日、秋田大学において、本市並びに秋田大学の関係者が出席し、寄附講座「男鹿なまはげ地域医療・総合診療連携講座」の設置に関する協定書の締結式が執り行われました。

この連携協定に基づき、本年度、秋田大学には本市の寄附講座が開設される一方、男鹿みなと市民病院においては、講座に所属する指導医が総合診療医の育成指導や外来診療の応援などを行うこととし、市民病院に新たに開設された「総合診療科」において、取組を開始しております。

多くの疾患に幅広く対応できる総合診療医は、高齢化の進む本県の地域医療の現場において、今後、中心的な役割を担うことが期待されております。

今回の取組を通じて、秋田大学との連携をさらに深め、市民の健康づくり、地域の実情に即した医療人材の確保等、地域課題の解決に引き続き取り組んでまいります。

次に、いとか男鹿ショッピングセンター内の市民サービス窓口についてであります。

4月21日にオープンした、いとか男鹿ショッピングセンター内に、各種証明書の発行、住民異動届、マイナンバーカードの申請などを受け付ける市民サービス窓口を開設いたしました。

平日は午前9時から午後7時まで、土曜日及び日曜日は午前9時から午後5時まで開所しております。

市役所、支所出張所が閉まっている時間帯も手続きができることから、今後、多くの市民から御利用いただけるよう周知に努めてまいります。

次に、寒風山の山焼きについてであります。

先月23日、市内外からのボランティアをはじめ、地元自治会や消防団など約150人が参加し、寒風山の草地環境と眺望を守るため、大噴火口内において約13ヘクタールの山焼きが行われました。

参加いただいた皆様に改めて感謝申し上げますとともに、今後も市民の皆様と力を合わせ、寒風山に代表される男鹿の雄大な自然と美しい景観を守るための取組を進めてまいります。

次に、男鹿駅周辺広場のグランドオープンについてであります。

先月4月29・30日の2日間、議員の皆様にも参加いただき、男鹿駅周辺広場のグランドオープニングイベント「ハブアゴージャンボリー」が開催されました。

「男鹿の魅力をちゃんと伝えて、新しい男鹿の見方を発信する」をテーマに、ナマハゲに代表される歴史文化のほかに、音楽ライブステージや海釣り、ダイビングやパラグライダーなど「遊べる男鹿」の魅力を広く発信するイベントとなり、特に好天に恵まれた30日は、多くの人出で賑わいました。

今後も、男鹿観光の新たな玄関口として、日本海花火やなまはげロックフェスティバルなどの大型イベントとも連携しながら、男鹿の魅力を体感いただくことで、新たなファンづくりにつながるよう、官民協働で賑わいの創出に取り組んでまいります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第41号は、地方税法等の一部改正に伴い、土地の固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る上昇幅を半減させる措置を講じるほか、住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするなどの所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次に、議案第42号は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、課税限度額を引き上げるため及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免の延長について必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次に、議案第43号は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免の延長について必要な事項を定めるため、本条例の一

部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次に、議案第44号は、令和4年3月定例会以降、地方交付税及び市債等の確定に伴う予算措置について、令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第16号）の専決処分をしたものであります。

次に、報告第1号は、市道における事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、議案の説明を求めます。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） お疲れさまでございます。それでは私からは、議案第41号、議案第42号、議案第44号について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第41号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

改正の主な内容は、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る上昇幅を半減させる措置を講ずるほか、住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするなどの所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条であります。

改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所でありませ

第33条は、市民税の所得割の課税標準額に関する規定であります。

ページが飛びますが、5ページの下の方、第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定であります。

上場株式等に係る配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させるものであります。

これまでは、所得税と個人住民税においては、異なる課税方式の選択が可能となっておりましたが、所得税の確定申告書に住民税に係る付記事項が追加されることにより、住民税における申告を不要とすることができるものであります。

ページを戻っていただき、4ページをお願いいたします。

第34条の7は、寄附金税額控除に関する規定であります。

公益法人に寄附をした場合の税額控除について、適用要件を所得税法と一致させるもので、旧民法による法人を控除対象法人とする経過措置を終了するものであります。

6ページをお願いいたします。

第36条の2は、市民税の申告に関する規定であります。

第1項は、公的年金受給者の住民税申告義務に係る規定を整備し、第2項は、引用条項の項ずれを改め、第36条の3第2項は、文言を整理するものであります。

8ページをお願いいたします。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定であります。

給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に配偶者の氏名を追加するものであります。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書に関する規定であります。1条に係る規定は令和5年1月1日に、ページが飛びますが、19ページをお願いいたします。2条に係る規定は令和6年1月1日に、それぞれ施行するものであります。

公的年金受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者または扶養親族を有する者の提出を義務とし、記載事項に配偶者の氏名を追加するものであります。

ページを戻っていただき、9ページをお願いいたします。

第48条第9項、第15項及び第53条の7は、項ずれを改めるものであります。

10ページをお願いいたします。

条例の附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度までの市民税及び居住年が令和7年であるものまで延長するものであります。

ページが飛びますが、18ページをお願いいたします。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例であります。附則第7条の3の2により、本規定を含む内容に延長・見直しを行っていることから、これを削るものであります。

ページが戻りますが、11ページをお願いいたします。

附則第10条の2は、固定資産の課税標準の特例についてで、第2項は、事業者等が下水道法施行令に定める汚泥処理装置等を設置した場合、課税標準額に5分の4を乗じた額とするもの、第25項は、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留施設を取得した場合、課税標準額に4分の3を乗じた額とするものであるほか、項ずれを改めるものであります。

13ページをお願いいたします。

附則第10条の3は、省エネ機能性の高い認定住宅について、減額措置の見直しを行ったものであります。

次のページをお願いいたします。

附則第12条は、宅地等に関して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産の特例についてであります。

土地に関わる固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5パーセントとするものであります。

次のページをお願いいたします。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の特例についてで、申告分離課税を、所得税で適用がある場合に限り適用するものであります。

附則第17条の2は、引用条項の削除に伴う規定の整備であります。

附則第20条の2、20条の3は、法律改正に合わせ、規定を整理するものであります。

ページ飛びますが、20ページをお願いいたします。

第3条及び次のページの第4条は、男鹿市手数料条例の一部を改正するものであります。

固定資産税課税台帳等の閲覧や証明書に記載されている住所が明らかになることにより、生命や身体に危害を及ぼすおそれがある場合には、住所の削除等の措置を講じ

たものを交付できるとするものであります。

なお、本市窓口業務等におきましては、現在も住所の削除等について同様の対応を行っているもので、今回の改正はこれを明文化するものであります。

附則は、施行期日について、それぞれ、令和4年4月1日、令和5年1月1日、令和6年1月1日から施行するもので、施行日以前のものについては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上をもちまして、議案第41号の説明を終わらせていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

次に、議案第42号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

本件は、地方税法施行令の一部改正に合わせて、本市の国民健康保険税の課税限度額を引き上げるほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免措置を令和4年度分まで延長するものであります。

議案書の27ページを御覧いただきたいと思っております。

改正前と改正後の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

第4条は、被保険者間の税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の改正に合わせて、本市の国民健康保険税の課税限度額を引き上げるもので、国民健康保険税基礎課税額の限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「19万円」から「20万円」に改めるものであります。

なお、介護納付金課税額の限度額「17万円」は据え置くもので、この改正により、限度額合計では、3万円を引き上げ、102万円となるものであります。

第23条は、国民健康保険税を減額した場合の限度額を、「63万円」から「65万円」に、「19万円」から「20万円」にそれぞれ改めるものであります。

次のページを御覧ください。

附則第6項は、文言の整理を行うもの、附則第18項は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免について、1年延長し、令和4年度分までの国民健康保険税を減免することができるものとするものであ

ります。

次のページを御覧いただきたいと思います。

施行期日は、令和4年4月1日で、改正後の条例の規定は、令和4年度分以降の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

以上をもちまして、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第44号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第16号）の専決処分について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、令和4年3月定例会以降、地方交付税及び市債等の確定に伴う予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分をいたしましたので、このたび御承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,752万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ182億9,013万円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと、16.5パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で、第2条の市債の補正につきましては、第2表で、それぞれ御説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

2款地方譲与税は、1,495万3,000円の追加であります。1項地方揮発油譲与税は、504万7,000円の追加、2項自動車重量譲与税は、988万6,000円の追加、3項特別とん譲与税は、15万4,000円の追加、4項森林環境譲与税は、13万4,000円の減額であります。

3款利子割交付金1項利子割交付金は、27万円の減額、4款配当割交付金1項配当割交付金は、240万5,000円の追加、5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金は、506万6,000円の追加、6款法人事業税交付金1項法

人事業税交付金は、1,449万5,000円の追加、7款地方消費税交付金1項地方消費税交付金は、5,790万8,000円の追加であります。

次のページをお願いいたします。

8款ゴルフ場利用税交付金1項ゴルフ場利用税交付金は、164万5,000円の追加、9款環境性能割交付金1項環境性能割交付金は、84万4,000円の減額、11款地方特例交付金は、4,574万8,000円の追加であります。1項地方特例交付金は、43万8,000円の減額、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、4,618万6,000円の追加、12款地方交付税1項地方交付税は、2億6,801万1,000円の追加、13款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金は、67万7,000円の追加であります。

16款国庫支出金2項国庫補助金は、3,525万3,000円の追加で、社会資本整備総合交付金及び臨時道路除雪事業費補助金などであります。

17款県支出金は、350万円の追加であります。2項県補助金は、266万1,000円の追加で、重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金であります。

次のページをお願いいたします。

3項委託金は、83万9,000円の追加で、道路維持費委託金などあります。

19款寄附金1項寄附金は、7,300万円の減額で、なまはげの里男鹿応援寄附金であります。

20款繰入金1項繰入金は、704万4,000円の追加で、地域振興基金繰入金であります。

22款諸収入5項雑入は、53万2,000円の追加で、スポーツ振興くじ助成金であります。

23款市債1項市債は、2,560万円の減額で、男鹿駅周辺整備事業債などあります。

以上の結果、歳入合計は、3億5,752万3,000円を追加し、予算の総額を182億9,013万円とするものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源69.1パーセント、特定財源30.9パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

2款総務費は、4億3,311万3,000円の追加であります。1項総務管理費は、4億3,334万3,000円の追加で、財政調整基金積立金などでありま
す。3項戸籍住民基本台帳費は、財源補正であります。5項統計調査費は、23万円
の減額で、経済センサス指導員・調査員報酬などあります。

3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費及び4款衛生費1項保健衛生費は、財
源補正であります。

6款農林水産業費2項林業費は、13万5,000円の減額で、森林環境譲与税基
金積立金であります。

7款商工費1項商工費は、6,678万2,000円の減額で、ふるさと納税返礼
業務委託料及び事業再開支援補助金などあります。

8款土木費2項道路橋りょう費及び、次のページをお願いいたします。9款消防費
1項消防費は、財源補正であります。

10款教育費6項保健体育費は、867万3,000円の減額で、若美中央公園球
場バックネット改修工事であります。

以上の結果、歳出合計は、歳入同様、3億5,752万3,000円を追加し、予
算の総額を182億9,013万円とするものであります。

これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費66.8パーセント、投資的経費
7.7パーセント、その他の経費25.5パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

第2表は、市債の変更であります。

男鹿駅周辺整備事業は、1,350万円を減額し、1億580万円に、防災行政無
線整備事業は、1,040万円減額し、6,070万円に、体育施設整備事業は、1
20万円減額し、790万円に、児童福祉整備事業は、50万円減額し、7,590
万円に、それぞれ変更するものであります。

以上により、本補正予算における市債は、2,560万円を減額し、市債合計は、
13億3,420万6,000円と見込むものであります。

以上で、議案第41号、議案第42号、議案第44号の補足説明を終わらせていた

だきますが、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、伊藤市民福祉部長。

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） 私からは、議案第43号について補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の30ページをお開き願います。

議案第43号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免の延長について必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次のページは、専決処分書であります。

32ページをお開き願います。

男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

条例の附則第12項は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免に関する規定であります。条文中「令和3年度」を「令和4年度」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、減免に係る期間を1年間延長するものであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

以上で、議案第43号の補足説明を終わらせていただきますが、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番安田健次郎議員

○4番（安田健次郎議員） ちょっと時間が気になって、恐れ入りますけども、少しだけ聞かせていただきたいと思います。

議案第42号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、若干、まあ詳しい話は6月議会でやりたいなと思っていますけども、とりあえず一つはね、税金といえばやっぱり一番高いのは国保税だと。私方、選挙の際にも訴えたんですけども、

アンケートによってはね、大多数の方々がやっぱり税金といえば国保税が一番高い、これを何とかできないかという声が圧倒的でした。そういう意味でね、今度、今、ここに出て、42号の限度額が2万円ほど上がると。で、これやっぱり違和感が私はあると思うんだけどね、12月議会でも質問したんだけど、後期高齢者の所得も含めて合算されて健康保険税が賦課されるわけだけでも、また今回もね、この後期高齢の部分で引上げ額がプラスされますと、後期高齢者というのは自分で国保から外れてても所得は加算される。保険料、保険はまあ後期高齢の医療保険でやるわけだけでも、そういう点では非常にまあ、簡単に言わせると、高齢者いじめみたいに見えるっていうかね、そういう感じがするわけだけれども、そういう関係で、この限度額の引上げはこの男鹿市にとってどの程度の影響があるのかどうか。影響というか、まあ積算してるのかどうか分からないんだけど、どの程度のプラスになるのかっていう点をちょっと確認しておきたいなと思います。

もう一つは、8月に国の方針で、子供の均等割額が半分減額される、引き下げられますけれども、この金額について、二、三か月前に聞いたんだけど、なかなか額そのものが設定できないということで、教えてもらえなかったわけだけれども、この金額がどの程度なのかどうか、その点をお聞かせ願いたいなというふうに思います。

で、まあ専決処分といってもね、コロナ対策の部分については賛意を示すわけだけれども、やっぱり何ていうかな、専決処分でも、まあ議運でも幾らか異議が出たようだけれども、本来この種の問題については、やっぱりもっと何らかの機会というか、時間を作って議論すべき課題でないかと思うんだけど、その点についても市長の所見を伺っておきたいと思います。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） まず初めに、今回限度額を上げることによる、引上げの部分で増える部分という額ですが、およそ167万4,400円というふうな額で出ております。

あとそれからもう一つ、3月定例会でも御質問のありました、その均等割の部分でございしますが、3月でも御説明させていただいておりますが、今回は未就学児童の部分ということでありましたが、それ以上の部分というところにつきましては、令和3

年度の決算状況等を見ながら検討させていただきたいという答弁をさせていただいておりますので、その部分につきましては、今回3年度の決算状況を見ながら、総体的な部分で検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。4番安田健次郎議員

○4番（安田健次郎議員） もう一つ、167万円っていうとね、まあ全体の国保税の中から見ると、そんな大きな額ではないとなるんだけど、いずれにしても、わずかだとしてもね、こうした問題っていうのはね、やっぱり差し控えるべきでないかっていう考え方が私にはあります。で、たまたま今回専決処分で地方交付税が大枚に入りました。こういう財源、午前中に見ただけだけど、いわゆる財政調整基金をね、なぜかしら20億を超える財調になってきましたね。何かやりますと予算の問題、何かやりますと、市民説明会でもね予算不足なんていう話が出るわけだけども、予算がない割にはね、なかなかそういう話出るのはね、ちょっと私から見ると違和感っていうかね、一般の市民は、財源がなければやっぱり大変なんだなって、人も不足だし、税金も上がらないし、農業も大変だしって言うと思うんだけど、しかし、今現在では結構ため込んでるような感じがしますけども、あまりそれこそ長い時間は6月に残しますけども、このね、私の積算だとね、国保税だけでも4億5,000万のため込みがあるわけでしょう。これ、3分の1、1億5,000万崩しただけでも、1所帯平均3万円下がるんですよ。それに、しかもこの財調でしょう。ね。こういう点から考えますとね、やっぱり均等割の全額ゼロぐらいはね、子供育てるアドバランを上げるんだったらね、そういう対策なんていうのは今度の6月議会までやりそう、何か考えるようなニュアンスの話もしましたけども、そこら辺までには検討するのかどうか、そこだけ聞いて終わりたいと思います。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 財政調整基金が3月末で当初の予定より増えているというところでございますが、令和3年度におきましては、財政調整基金の部分では、地方交付税が当初我々が積算していたよりも多くきたというところもございますし、あと、コロナ関連の交付金のほうに事業が移ったというところもありまして、そういう

部分で財政調整基金が最終的には、お配りしている資料では25億ほどの年度末の額というふうになっておりますが、ただ、この後、まず当市としましては、大型の事業が控えているというところもございます。で、まず児童福祉施設の整備や、それから船越小学校の大規模改修、それから斎場の大規模改修等々、この後いろいろとお金がかかる部分はかなりございます。そういう意味で、やっぱりこういう財政調整基金、まあ本来であれば、そういう部分というのはある程度目的をもった基金でためて、その建設等に充てていくわけですが、今現在、うちのほうの関係でいきますと、どうしても財政調整基金という枠の中で処理しているというところもございますので、増えておりますが、将来に向けたやっぱりそこら辺の財源というところで、ここの部分は必要というふうに思っておりますし、最低限やっぱりそういう大規模災害、まあ今回、その大規模災害へ備える部分としましては、やっぱり従来のとおり10億前後ですとやっぱり心もとないというところもございますので、今回、幸いこう、まあいい方向に振れたといえますか、地方交付税に関しましても、人口が国勢調査の関係で減ってはいるんですが、その激減緩和というところも働きまして、今回思ったより地方交付税が減らなかったというところもございますが、ただ、これは何年間かけてやっぱり減って行って、最終的にはやっぱり地方交付税も減っていくわけですので、やっぱりそこら辺につきましては、将来を見据えながら、きちんとその部分の財源というものを使っていければなというふうに思っております。

この、国保の部分に関しましては、昨年の6月もいろいろな議論をいただいて、税率改正するときにはいただいてあれでしたが、毎年度、その決算状況を見ながら、それで、あとおおむね3年程度でその税率改正の部分を協議させていただきたいというふうな答弁もさせていただいておりますので、今現在もそういうふうな考えを持っております。

ただいずれにしましても、その財政調整基金という部分につきましては、国保についてもその部分をどう利用していくかというところは、議会と議論を重ねながらというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありませんか。

○4番（安田健次郎議員） 終わろうと思ったんだけど、今の答弁だとね、やっぱりこの種の、今出されている議案そのものについてはね、専決処分でないね、本格的

な議論をする時間を作る努力っていうかね、そういうことが必要じゃないでしょうか。今の部長の答弁聞きますとね、やっぱり将来の問題ね、予測できなかった問題、結構でっかい課題だと思うんですよね。そして、コロナ対策は、それはまあ十分専決処分でいいと思うんだけど、こういうのをやっぱりもう少し喧々諤々ね、当局と議論、みんな公約でも言ってるし、市長もそういうね、先ほどの挨拶で言ってるわけだから、もう少し詰めた議論をね、すべき時間を作るべきじゃないかと思うんだけど、その点だけちょっと所見聞かせてください。時間がなかったっていうこともあると思うんだけどさ。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 安田議員から、一般会計のほうの財調基金と、それから国保のほうの財調基金の、2点のお話ございました。

まず、一般会計のほうの財調につきましては、今、八端部長から話したとおりでございます。確かに3年度末の現在高ということから見ますと、交付税が思ったよりも少し多かったというふうなことで、25億という数字が出てございます。ただ、議員も重々御承知のとおりですね、令和4年度補正で当初予算で6.8億円の取り崩し、これ積みでございますので、現在25億あるかということ、ないわけでありまして、18億強の数字でございます。確かに前年から見ますと5億、6億ぐらい多くなっておりますけれども、それにつきましては、先ほど総務企画部長から話しありましたように、これまで様々な大型のハード事業、それから既存の様々な重要な施設の大規模改修っていうものをずっと我慢してきたわけですね。それは議員も重々御承知のことと思いますけれども、そういったものをこれから、やはり我慢にも限度があるというふうなことで、そういったものがある。

で、財調だけ見ますと、こういう形で3月議会でもね、いろんな議論をさせてもらいました。大体、市の中では中ぐらいなんですけれども、ほかの市のほうはですね、比較的、目的税の基金のほうに多額の基金を積んでおりまして、それを例えばこういった大規模改修等に充てるというふうな、そういった目的税、目的の基金を別途準備してございますが、それから見ると、うちのほうは相当低いほうの位置にあります。

そういったことで、この財調基金の額のどれぐらいがあれば適切なのかと。それ

は、当然これからの将来負担のことを考えて十分に議論させていただきたいと。これは、毎定例会で、本当に毎定例会にそういった議論があってもしかるべきでないかと思っております。今回は、国のほうからの要するに交付税が見込んだやつよりも多かったということで、積み増しするというだけのお話でございますので、また議論は議論で定例会において十分にお話しさせていただきたいというふうに思っております。

なお、国保税につきましては、これも昨年度6月、9月、12月、3月と、4回にわたり安田議員ともいろんな議論をさせていただいたと思っております。こちらのほうは、ほぼ昨年6月の税率引下げのときに我々が見込んでいた基金の額と、さほど違いはございません。この後、3年度の決算が出るとお思いますので、先ほど部長から話ありましたように、3年に一度しっかりと、下げるのか、上げるのか、据え置くのか、この議論をさせてもらいますけれども、まずは1年ごとにしっかりとその検証をつぶさにした上で、議員の皆様にもそれを開示しながらですね、このままいくのかどうかということも含めてですね、また議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小松穂積） 4番安田健次郎議員の質疑を終結いたします。

○4番（安田健次郎議員） ありがとうございます。

○議長（小松穂積） ほかに質疑ありませんか。13番三浦利通議員

○13番（三浦利通議員） 時間も押しておりますので、本当だとやらなくてよかったかもしれないけども、手短かに。

先ほどの安田議員とのやりとりを受けて、関連的な質問になりますけど、八端部長、先ほど財調の金額が予想より増えたと。で、交付税が増えたり、それから地方債の絡みの中で等々話しておられましたけれども、まあそういうふうな理由づけっていうか内容であったかと思いますが、ただし、言えることは、そういうものを、ある意味では財政のプロだとすれば、2月24日から3月16日まで行った定例会前あたりぐらいに、ある程度、把握、正確度をもったそういう想定をしなければ、財政のプロとして評価できないっていうことがあるのかなという気がします。後づけでよ、先ほどのようにいろいろ先見したり、理由づけしたりというような、まあ厳しい言い方をすれば、何をかいわんやと。プロではないと言われてもしょうのないことではないか

などと思います。で、可能な限り、やっぱり予算編成等する場合には、収入を正確に見積もった中で様々な事業を、これはやっていく、これはちょっと我慢するっていう、そういう編成作業っていうのは、普通は通常やられてるわけですから、ほかから見て信頼性のあるようなやっぱり予算編成なり、そういう見込みというか、そういったものが大事なのではないかなと。まあこの後、我々議会として、今の部分で考え方の整理から言わせれば、少なくとも財政に携わってる方々のやっぱりその精度っていうのは、決して高くないというような捉え方で、この後の予算審議をしたほうがいいのか。いやいや、たまたま結果としてはこういうことになったという捉え方をしていたほうがいいのか。我々議会議員として、皆さんの立場が作業してる部分で、予算に対してどういう捉え方をしたほうがいいのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 財政を預かる部分としては、ちょっとプロじゃないんじゃないかというようなお話でございます。

今回我々といたしましても、かなり精度が高い、高く見積りをしたつもりでございました。ただ、思いのほか、その予想を上回る部分で増えたというところもございます。あとは、ただ必要な事業は、3年度については行って来たというふうに思っておりますので、そこら辺については御理解をいただければと思います。

ただ、決して基金を最終的に積むために、その部分で甘く見ていたということではございません。この後も、いろいろな部分につきましては、やっぱり精度の高いものを目指していきたいと思っておりますし、まあいろいろな情報を取りながら、予算の執行に当たっていければというふうに思っております。そこら辺につきましては、どうしても予測できない部分が今回はちょっと多かったというところで、こちらといたしましても、皆さんのほうに正確な数字を示せなかったというところはおわびをしなければいけないというふうには思いますが、ただ、財政当局としましては、かなり頑張っただけで精度が高いものにしていくというふうに認識しておりますので、何とぞ御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。13番三浦利通議員

○13番（三浦利通議員） まず部長、あとやめますけれども、現状のような正確度、

精度では、やっぱり問題があると思いますので、今回のこういう、自分たちの想定以上に入ってきたその要因なんかもよ、いろいろこう、この後精査をしながら、より精度の高い予算編成をしていただければありがたいと思います。いろいろ要因あると思うよ。ある意味では、一般市民から見れば、もしかすれば、やっぱりさっき安田議員も指摘したように、過度な行革のやり過ぎ、それから、財政が厳しい等の理由で、ばっさばさとは言わないけれども、様々な補助金等も相当いろんな部分で下げた経緯。そういう等々のいろんな背景の中で、国から交付金が云々、それだけではないかもしれない。そういうものをこの後また時間をかけて精査して、やっぱり予算に対する取組をお願いして、あと終わります。

答弁いいっす。

○議長（小松穂積） 13番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第41号から第44号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって本4件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第41号から第44号までを一括して採決いたします。本4件については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号から第44号までは原案のとおり承認されました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第45号監査委員の選任についてが提出されました。この際、本件を緊急事件と認め、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を緊急事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第13 議案第45号を上程

○議長（小松穂積） 日程第13、議案第45号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました議案第45号監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、本市市議会議員のうちから選任する監査委員に吉田清孝氏を選任いたしたいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第45号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第45号監査委員の選任についてを採決いたします。本件は、起立により採決いたします。吉田清孝議員の監査委員の選任について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松穂積) 全議員の同意であります。よって、議案第45号は、同意することに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて5月臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 7時45分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

臨 時 議 長 安 田 健 次 郎

議 長 小 松 穂 積

議 員 吉 田 清 孝

議 員 古 仲 清 尚

